

福岡県公報

平成18年11月13日

第2606号

目次

告示(第2219号-第2235号)

| | | | |
|--|---------|-------|---|
| ○福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更 | (地方課) | | 1 |
| ○鳥獣保護区の指定 | (緑化推進課) | | 1 |
| ○鳥獣保護区の存続期間の更新 | (緑化推進課) | | 2 |
| ○休猟区の指定 | (緑化推進課) | | 4 |
| ○猟銃禁止区域の指定 | (緑化推進課) | | 5 |
| ○沿岸漁業改善資金の償還金等の徴収事務の廃止 | (水産振興課) | | 6 |
| ○保安林予定森林の所在場所等 | (治山課) | | 6 |
| ○保安林予定森林の所在場所等 | (治山課) | | 6 |
| ○保安林の所在場所等 | (治山課) | | 7 |
| ○急傾斜地崩壊危険区域の指定 | (砂防課) | | 7 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | | 7 |
| ○特定非営利活動法人設立の認証申請 | (生活文化課) | | 8 |
| ○特定非営利活動法人設立の認証申請 | (生活文化課) | | 8 |
| ○特定非営利活動法人設立の認証申請 | (生活文化課) | | 8 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | | 9 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | | 9 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | | 9 |

公告

| | | | |
|------------------------------|-------|-------|----|
| ○福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開 | (漁政課) | | 10 |
|------------------------------|-------|-------|----|

告示

福岡県告示第2219号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定に基づき、福岡県介護保険広域連合から申請のあった福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、平成18年10月24日付けで許可したので、同条第5項の規定により公表する。

平成18年11月13日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第2220号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

平成18年11月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称
津屋崎干潟鳥獣保護区
- 2 区域
福津市のうち、県道渡津屋崎線の津屋崎橋東側を起点とし、同県道を北西へ進み市道内海・池尻・森ノ下線に接続し、同市道を北東へ進み市道勝浦・須多田下線に接続し、同市道を南東へ進み県道玄海田島福間線に接続し、同県道を南西へ進み同県道に添った^{べん}辨財天社に至り、同社の敷地の南側境界線を西へ進み湾の護岸に接続し、同護岸を南西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域
- 3 存続期間
平成18年11月15日から
平成28年11月14日まで
- 4 保護に関する指針
(1) 指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 指定目的

当該地域は、玄界灘に接した細長い内湾の干潟であり、約100種類の鳥類が確認され、クロツラヘラサギやツクシガモなどの希少種を始めとした多くの渡り鳥の越冬地となっている。このため、県指定鳥獣保護区に指定し、鳥類の生息環境の保全を図るものとする。

福岡県告示第2221号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

平成18年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 若杉山鳥獣保護区

(1) 区域

糟屋郡篠栗町のうち、県道谷尾仲線と主要地方道福岡篠栗線との交点を起点とし、同主要地方道を東へ進み県道201号に接続し、同国道を東へ進み町道鳴淵萩尾線に接続し、同町道を北へ進み篠栗町大字篠栗と同大字萩尾との境界線に接続し、同境界線を東へ進み篠栗町と宮若市との境界線に接続し、同境界線を南東へ進み篠栗町、宮若市及び飯塚市との境界線分岐点に至り、篠栗町と飯塚市との境界線を南東及び南西へ進み篠栗町、飯塚市及び糟屋郡須恵町との境界線分岐点に至り、篠栗町と須恵町との境界線を西へ進み林道切通線に接続し、同林道を北東へ進み町道乙犬中園線に接続し、同町道を東へ進み県道谷尾仲線に接続し、同県道を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成18年11月15日から

平成28年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該地域は、篠栗町南部の若杉山を中心とした地域であり、豊かな自然の中で多くの野生鳥獣が生息している。また、ほぼ全域が太宰府県立自然公園内にあり、福岡市近郊でもあることから、多くの県民の憩いの場となっている。したがって、県指定の鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

2 福岡市鳥獣保護区

(1) 区域

福岡市のうち、同市と糟屋郡新宮町との境界線と西鉄宮地岳線との交点を起点とし、同鉄道を南へ進み国道3号に接続し、同国道を南へ進み県道多々羅名島線に接続し、同県道を南東へ進み県道町川原福岡線に接続し、同県道を南へ進み主要地方道福岡直方線に接続し、同主要地方道を南西へ進み主要地方道福岡太宰府線に接続し、同主要地方道を西へ進み国道3号に接続し、同国道を南へ進み国道202号に接続し、同国道を南西へ進み主要地方道福岡筑紫野線に接続し、同主要地方道を南東へ進み国道385号に接続し、同国道を南へ進み福岡市と筑紫郡那珂川町との境界線に接続し、同境界線を南西へ進み福岡市南区と同早良区との境界線に接続し、同境界線を北へ進み旧福岡市と旧早良町との境界線に接続し、同境界線を北西へ進み国道263号に接続し、同国道を北へ進み市道新2843号線に接続し、同市道を北へ進み市道鳥飼姪の浜線に接続し、同市道を西へ進み市道都市高速鉄道1号線側道3号線に接続し、同市道を西へ進み市道姪の浜駅東線に接続し、同市道を西へ進み市道都市高速鉄道1号線側道1号線に接続し、同市道を西へ進みJR姪浜駅に至り、同駅からJR筑肥線を西へ進みJR今宿駅に至り、同駅から県道今宿停車場線を北へ進み市道千代今宿線に接続し、同市道を西へ進み主要地方道福岡志摩前原線に接続し、同主要地方道を北西へ進み主要地方道福岡志摩線に接続し、同主要地方道を西へ進み市道田尻2089号線に接続し、同市道を北へ進み市道横浜今出線に接続し、同市道を北西へ進み市道田尻2033号線に接続し、同市道を北東へ進み今出第二池の東端に至り、同池北東岸を北西へ進み、その延長線と市道田尻2035線との交点に至り、同市道を北東へ進み市道田尻2036号線に接続し、同市道を北西へ進み市道田尻2028

号線に接続し、同市道を北東へ進み市道田尻2039号線に接続し、同市道を北西へ進み、その延長線と瑞梅寺河口堤防との交点に至り、同堤防を南西へ進み市道田尻2053号線に接続し、同市道を南へ進み主要地方道福岡志摩線に接続し、同主要地方道を西へ進み県道大原周船寺停車場線に接続し、同県道を北へ進み主要地方道福岡志摩前原線に接続し、同主要地方道を北西へ進み県道宮ノ浦前原線に接続し、同県道を北東へ進み市道宮ノ浦唐博線に接続し、同市道を北東へ進み市道宮ノ浦2861号線に接続し、同市道を東へ進み市道宮ノ浦3444号線に接続し、同市道を北東へ進み、その延長線と春分の日及び秋分の日の日潮時海岸線（以下「干潮時海岸線」という。）との交点に至り、干潮時海岸線を南へ進み福岡市西区字山田と同字嶽野との境界線の交点に至り、同交点と能古島の白鳥崎を直線で結び、同点から干潮時海岸線を南へ進み大泊波止に至り、同点と志賀島橋西端を直線で結び、同点から干潮時海岸線を西へ進み福岡市と新宮町との境界線に接続し、同境界線を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域（国指定和白干潟鳥獣保護区の区域を除く。）並びに福岡市、新宮町及び糟屋郡久山町のうち、国道3号と福岡市と新宮町との境界線を起点とし、同境界線を南東へ進み国有林51林班界に接続し、同林班界を東へ進み新宮町と久山町との境界線に接続し、同境界線を東へ進み県道山田新宮線に接続し、同県道を南へ進み主要地方道筑紫野古賀線に接続し、同主要地方道を南へ進み県道猪野土井線に接続し、同県道を南西へ進みJR香椎線に接続し、同鉄道を北西へ進み国道3号に接続し、同国道を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成18年11月15日から

平成28年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

集団渡来地の保護区

イ 指定目的

博多湾沿岸は、クロツラヘラサギ等の希少種を始めとした多くの渡り鳥の越冬地として重要な地域であり、また、立花山や油山を始めとする森林地帯は、多くの野生鳥獣が生息しており、都市近郊林として市民の想いの場でもある。したが

って、県指定の鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

3 日向神鳥獣保護区

(1) 区域

八女郡黒木町及び矢部村のうち、町道月足平野線と町道平野古敷岩屋線との交点を起点とし、同町道を東へ進み町道岩屋ノ迫谷熊ノ内線に接続し、同町道を南東へ進み町道日向神2号線に接続し、同町道を南西へ進み黒木町と矢部村との境界線の交点に至り、同交点から歩道を南東へ進み林道高取線に接続し、同林道を南へ進み林道高取支線2号に接続し、同林道を東へ進み林道麦生線に接続し、同林道を東へ進み村道桑ノ平線に接続し、同村道を南へ進み主要地方道八女小国線に接続し、同主要地方道を南へ進み国道442号に接続し、同国道を北西へ進み町道月足平野線に接続し、同町道を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成18年11月15日から

平成28年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該地域は、矢部川上流の黒木町東部と矢部村西部に位置する日向神ダムとその周辺の地域であり、全域が矢部川県立自然公園に指定されている。指定区域の2割弱をダム水面が占めており、また、豊かな植生にも恵まれているため、野生鳥獣の生息に適した地域である。したがって、県指定の鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

4 上野鳥獣保護区

(1) 区域

田川郡福智町のうち、福智山山頂を起点とし、福智町と北九州市との境界線を南へ進み旧赤池町と旧方城町との境界線に接続し、同境界線を南西へ進み県営弁城ダムに至り、同ダム堰堤を北へ進み岩屋川に接続し、同川を下り里道に接続し、同里

道を西へ進み町道岩谷口寺谷線に接続し、同町道を北西へ進み町道寺谷線に接続し、同町道を南西へ進み町道寺谷八幡線に接続し、同町道を西へ進み主要地方道北九州小竹線に接続し、同主要地方道を北へ進み町道入来高鶴線に接続し、同町道を北西へ進み町道徳市皿山線に接続し、同町道を北東へ進み町道皿山天郷線に接続し、同町道を北西へ進み福智町と直方市との境界線に接続し、同境界線を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成18年11月15日から

平成28年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該地域は、福智山と鷹取山の南麓に位置し、北九州国定公園及び筑豊県立自然公園に指定され、豊かな自然林の中で、ハヤブサ等の希少種を始めとした多くの野生鳥獣が生息及び繁殖している。したがって、県指定の鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

福岡県告示第2222号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のように休猟区を指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成18年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 若松休猟区

(1) 区域

北九州市若松区のうち、国道495号と市道安屋2号線との交点を起点とし、同市道を西方及び南西へ進み市道安屋101号線に接続し、同市道を南西へ進み市道竹並6号線に接続し、同市道を南西へ進み市道竹並29号線に接続し、同市道を南東へ進み市道竹並21号線に接続し、同市道を南東へ進み市道竹並2号線に接続し、同市道

を南東へ進み市道弘川竹並1号線に接続し、同市道を南東へ進み主要地方道北九州芦屋線に接続し、同主要地方道を西へ進み市道蟹住57号線に接続し、同市道を北西へ進み市道蟹住2号線に接続し、同市道を北西へ進み市道蟹住1号線に接続し、同市道を北西へ進み市道有毛蟹住2号線に接続し、同市道を北西及び西方へ進み国道495号に接続し、同国道を南西へ進み北九州市と遠賀郡芦屋町との境界線に接続し、同境界線を北西へ進み干潮時海岸線に至り、同海岸線を北東へ進み妙見崎、八幡岬を経て、さらに同海岸線を南方及び東方へ進み国道495号に接続し、同国道を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成18年11月15日から

平成21年11月14日まで

2 上陽中部休猟区

(1) 区域

八女郡上陽町のうち、主要地方道八女香春線と主要地方道田主丸黒木線との交点を起点とし、同主要地方道を北東へ進み県道上横山星野線に接続し、同県道を東へ進み上陽町と八女郡星野村との境界線に接続し、同境界線を南へ進み主要地方道八女香春線に接続し、同主要地方道を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成18年11月15日から

平成21年11月14日まで

3 星野南部休猟区

(1) 区域

八女郡星野村のうち、主要地方道浮羽石川線と村道川向熊渡線との交点を起点とし、同村道を北東へ進み村道滝の脇中村線に接続し、同村道を北へ進み林道滝の脇線に接続し、同林道を北方へ進み林道星野線に接続し、同林道を北へ進み林道鹿狩線に接続し、同林道を北東へ進み星野村とうきは市との境界線に接続し、同境界線を南東へ進み星野村、うきは市及び大分県日田市との境界線分岐点に至り、星野村と日田市との境界線を南方へ進み星野村、日田市及び八女郡矢部村との境界線分岐点に至り、星野村と矢部村との境界線を西へ進み星野村、矢部村及び八女郡黒木町

との境界線分岐点に至り、星野村と黒木町との境界線を北西へ進み林道霊巖寺池の山線に接続し、同林道を北方へ進み主要地方道浮羽石川線に接続し、同主要地方道を南東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成18年11月15日から

平成21年11月14日まで

福岡県告示第2223号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように銃猟禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

平成18年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 駕与丁銃猟禁止区域

(1) 区域

糟屋郡粕屋町のうち、JR篠栗線と粕屋町と糟屋郡篠栗町との境界線との交点を起点とし、同境界線を南へ進み粕屋町と糟屋郡須恵町との境界線に接続し、同境界線を西へ進みJR香椎線に接続し、同鉄道を北西へ進みJR長者原駅に至り、同駅からJR篠栗線を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成18年11月15日から

平成28年11月14日まで

2 多々良川北部銃猟禁止区域

(1) 区域

福岡市東区のうち、国道3号と市道千早土井線との交点を起点とし、同市道を南東へ進み市道多田羅土井線に接続し、同市道を南へ進み市道多々良1906号線に接続し、同市道を西へ進み県道多田羅名島線に接続し、同県道を北西へ進み国道3号に接続し、同国道を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成18年11月15日から

平成28年11月14日まで

3 小倉南銃猟禁止区域

(1) 区域

北九州市小倉南区及び門司区のうち、主要地方道門司行橋線の旧道と県道井ノ浦港線との交点を起点とし、同県道を南へ進み市道大字恒見2号線との交点に至り、その交点から南東約3.5キロメートルに位置する羽島の北端を直線で結び、同島全域を含み北九州市小倉南区と苅田町との境界線を直線で結び、同境界線を南西へ進み国道10号に接続し、同国道を北西へ進み主要地方道門司行橋線との分岐点に至り、同主要地方道を北西へ進み市道葛原東44号線との接続点に至り、同主要地方道を北東へ進み同主要地方道の旧道との分岐点に至り、同旧道を東方及び北方へ進み同主要地方道に接続し、同主要地方道を北東へ進み同主要地方道の旧道との分岐点に至り、同旧道を北東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成18年11月15日から

平成28年11月14日まで

4 天神山銃猟禁止区域

(1) 区域

行橋市のうち、県道長尾稗田平島線と県道天生田吉国線との交点を起点とし、同県道を南へ進み主要地方道椎田勝山線に接続し、同主要地方道を西へ進み市道豆田寺ヶ追線に接続し、同市道を北へ進み県道長尾稗田平島線に接続し、同県道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成18年11月15日から

平成28年11月14日まで

5 颯田神籠石銃猟禁止区域

(1) 区域

飯塚市のうち、市道正境古賀の下線と市道水落悪所谷線との交点を起点とし、同市道を東へ進み神籠石溜池管理道に接続し、同管理道を東へ進み稜線に接続し、同

稜線を南へ進み市道東光古賀の下線に接続し、同市道を西へ進み市道正境古賀の下線に接続し、同市道を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成18年11月15日から

平成28年11月14日まで

6 殿川ダム銃猟禁止区域

(1) 区域

京都郡苅田町のうち、内尾薬師参道の洞門入口を起点とし、同参道を東へ進み県営殿川ダム堰堤に接続し、同堰堤を南へ進み主要地方道苅田採銅所線に接続し、同主要地方道を西へ進み宇部興産東鉱山道路との交点に至り、同点と起点を直線で結び起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成18年11月15日から

平成28年11月14日まで

7 山口ダム銃猟禁止区域

(1) 区域

京都郡苅田町のうち、山口ダム付替道路によって囲まれた区域

(2) 存続期間

平成18年11月15日から

平成28年11月14日まで

福岡県告示第2224号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき糸島漁業協同組合に委託していた福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程（昭和55年1月福岡県告示第111号）による沿岸漁業改善資金の償還金等の徴収事務は、平成18年11月1日をもって廃止したので告示する。

平成18年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第2225号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

糸島郡志摩町大字久家字中白717の2、字長尾サ1271の3、1271の2（次の図に示す部分に限る。）、字大牟田2062の1、2064

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び志摩町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2226号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

久留米市御井町字後野谷2639の1、2639の3、2641の1、2641の4、2643の1、2643の3、2644の1、2644の2、2645の1、2645の3、2645の4

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2227号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年11月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

豊前市大字川内3767

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

3767（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2228号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成18年11月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 区域の名称 城（2）

2 区域の所在地 宮若市本庄字城

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標注番号1号から10号までを順次結んだ線及び標注1号と10号とを結んだ線に囲まれた区域

| 市 | 大字 | 字 | 地番 | 標注番号 |
|-------|-----|---|-------------|--------|
| 宮若市 | 本城 | 城 | 1210番1 | 1号及び4号 |
| | | | 1212番2 | 2号 |
| | | | 1212番1 | 3号 |
| | | | 1205番1 | 5号及び6号 |
| | | | 1197番2地先道路敷 | 7号 |
| | | | 1193番3 | 8号 |
| | | | 1190番1地先道路敷 | 9号 |
| 1215番 | 10号 | | | |

福岡県告示第2229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------|-------|-----------------------|-------|--|------------------|---------------|
| 久留米 | 県 道 | 浮 羽 草 野 線 久 留 米 | 前 | 久留米市田主丸町地徳2681番2先から 同市田主丸町地徳2677番1先まで | 4.6 ～ 9.1 | 51.6 |
| | | | 後 | 同上 | 9.1 ～ 16.0 | 51.6 |

福岡県告示第2230号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年10月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人クローバー運営委員会
 - (2) 代表者の氏名
松尾 善子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市国分町1558番地6
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対する生活支援事業を行い、障害者の自立と社会参加の促進及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2231号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年10月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人たけの子
 - (2) 代表者の氏名
増田 美喜子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市合川町142番地
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対する生活支援事業を行い、障害者の自立と社会参加の促進及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2232号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年10月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称

特定非営利活動法人むげん企画

(2) 代表者の氏名

山下 恭平

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市国分町字本行998番地 6

(4) 定款に記載された目的

この法人は、家から出たくても出ることができない、または社会に出て働きたいという願望を持った障害者に対する支援事業を行い、すべての人々が健やかに暮らすことができる、地域に根ざした社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年11月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

| 土木事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------|------------|-------------------------------|
| 飯塚 | 鶴三緒 田川線 | 飯塚市下三緒91番1先から 同市下三緒80番1先まで |

福岡県告示第2234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|--------|-------|------------|-------|---|-------------------|--------------|
| 豊前 | 県道 | 日出野 椎田線 | 前 | 築上郡築上町大字臼田485番1から 同郡同町大字坂本134番2 先まで | 9.0 ～ 50.0 | 111.0 |
| | | | 後 | 築上郡築上町大字臼田485番1から 同郡同町大字坂本134番8 先まで | 9.0 ～ 50.0 | 111.0 |
| 豊前 | 県道 | 日出野 椎田線 | 前 | 築上郡築上町大字坂本134番8から 同郡同町大字椎田852番7 先まで | 14.6 ～ 37.3 | 496.3 |
| | | | 後 | 同上 | 14.6 ～ 37.3 | 496.3 |

福岡県告示第2235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年11月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

| 土木事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------|------------|--|
| 豊前 | 日出野 椎田線 | 築上郡築上町大字臼田485番1先から 同郡同町大字坂本134番8先まで |
| 豊前 | 日出野 椎田線 | 築上郡築上町大字坂本134番8先から 同郡同町大字椎田681番先まで |

公 告

公告

福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第49条第4項又は第51条第3項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成18年11月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 不利益処分の根拠となる法令の条項

福岡県漁業調整規則第49条第1項又は第51条第1項

2 聴聞の期日及び場所

平成18年11月21日 午前10時00分

福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁北棟7階

海区漁業調整委員会室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問い合わせ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号092-643-3030

郵便による場合のあて先

郵便番号812-8577（福岡県庁）